**質問主意書転送**

十月二十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

土砂災害防止対策に関する質問主意書（江口克彦提出）（第二八号）

川内原発三十キロメートル圏内の避難計画に関する質問主意書（川田龍平提出）（第二九号）

政府の憲法と自衛権の関係の公定解釈に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第三〇号）

我が国の災害外交に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第三一号）

朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する再質問主意書（浜田和幸提出）（第三二号）

急拡大するエボラ出血熱に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第三三号）

米国議会がＴＰＡ法案を通じてＴＰＰ協定への反映を目指す事項と我が国国内への影響に関する質問主意書（徳永エリ提出）（第三四号）

# 人事異動

## 内　閣

○財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる（以上十月二十一日）

## 財　務　省

（国際局次長）財務事務官　武内　良樹

国際局長浅川雅嗣外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（十月二十一日）

## 最高裁判所

岡山地方裁判所判事　野々上友之

広島高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する　横浜地方裁判所判事

岡山地方裁判所判事に補する　齊木　敏文

岡山地方裁判所長を命ずる　古田　浩

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　田中　寿生

横浜地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

横浜簡易裁判所判事に補する（以上九月二十九日）　東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事　佐藤　道明

札幌高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する　東京高等裁判所判事　渡邉　弘

東京地方裁判所判事に補する

東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

兼ねて東京家庭裁判所判事に補する

東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる（以上九月三十日）　判事兼簡易裁判所判事　南部潤一郎

東京高等裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する　同　岸本　寛成

福岡高等裁判所判事に補する

福岡簡易裁判所判事に補する　簡易裁判所判事　土井　文美

大阪簡易裁判所判事に補する　同　池田　弥生

堺簡易裁判所判事に補する　判事補兼簡易裁判所判事　河野　一郎

東京地方裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する　広島地方裁判所判事補兼広島家庭裁判所判事補・広島簡易裁判所判事　山中　洋美

福岡地方裁判所判事補に補する

兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する

福岡簡易裁判所判事に補する（以上十月一日）　高松高等裁判所長官　松本　芳希

広島高等裁判所長官に補する　高等裁判所長官　安藤　裕子

高松高等裁判所長官に補する　東京地方裁判所判事　大門　匡

千葉家庭裁判所判事に補する

千葉家庭裁判所長を命ずる　横浜地方裁判所相模原支部主任書記官　新谷　浩之

最高裁判所判事池上政幸付秘書官を命ずる（以上十月二日）　福岡高等裁判所判事　古田　浩

さいたま家庭裁判所判事に補する

さいたま家庭裁判所長を命ずる　宮崎地方裁判所判事兼宮崎家庭裁判所判事　福崎伸一郎

福岡高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する　名古屋高等裁判所判事　市川　正巳

宮崎地方裁判所判事に補する

宮崎地方裁判所長を命ずる

兼ねて宮崎家庭裁判所判事に補する

宮崎家庭裁判所長を命ずる　同　彦坂　孝孔

名古屋高等裁判所金沢支部長を命ずる　東京高等裁判所判事　内藤　正之

名古屋高等裁判所判事に補する

名古屋高等裁判所金沢支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する（以上十月三日）　東京家庭裁判所判事　山口　裕之

静岡家庭裁判所判事に補する

静岡家庭裁判所長を命ずる　東京高等裁判所判事　鹿野　伸二

東京家庭裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する（以上十月四日）　京都地方裁判所判事　佐藤　明

福岡高等裁判所判事に補する

福岡高等裁判所宮崎支部勤務を命ずる

福岡高等裁判所宮崎支部長を命ずる　大阪高等裁判所判事　神山　隆一

京都地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する　簡易裁判所判事　神山　隆一

京都簡易裁判所判事に補する（以上十月八日）

○定年退官

高等裁判所長官西岡清一郎は九月二十七日限り定年退官

判事小林正明は九月二十八日限り定年退官

判事山崎勉は九月二十九日限り定年退官

最高裁判所判事横田尤孝は十月一日限り定年退官

判事井上哲男は十月二日限り定年退官

判事長谷川憲一は十月三日限り定年退官

判事田中哲郎は十月七日限り定年退官

# 皇室事項

**行幸啓**

天皇皇后両陛下は、長崎県において開催された第六十九回国民体育大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、十月十一日午前十時三十六分御出門、同県へ行幸啓、同月十二日午後六時三十分還幸啓になった。

なお、行幸啓の御日程は次のとおり、変更になった。

第一日　十月十一日
皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
長崎空港御着
長崎県営野球場
平和公園
恵の丘長崎原爆ホーム
お泊所　諫早観光ホテル道具屋

第二日　十月十二日
諫早市美術・歴史館
諫早市役所
長崎県立総合運動公園陸上競技場（国体総合開会式）
長崎空港御発　特別機
東京国際空港御着
還幸啓

# 官庁報告

## 官庁事項

**旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知**

平成二十六年十月二十四日
外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十六年十一月二十七日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。